

## ➔商品補償内容に関するよくある質問➔

1	<p>＜共通＞キャンセル保険はどのような保険ですか？</p> <p>旅行会社を介して予約・手配した旅行を特定の事由により、出発を中止した場合※の取消料・違約料を補償する保険です。          ※＜国内キャンセル保険の場合＞最初の搭乗または最初の施設利用前に出発を中止した場合          ＜海外キャンセル保険の場合＞出国を中止した場合</p>
2	<p>＜共通＞この保険はいつからいつまでを補償しますか？</p> <p>＜国内キャンセル保険の場合＞契約日の翌日午前0時から最初の搭乗または最初の施設利用を開始するまでとなります。          ＜海外キャンセル保険の場合＞契約日の翌日午前0時から出国するまでとなります。</p>
3	<p>＜共通＞配偶者の定義を教えてください。</p> <p>配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。</p>
4	<p>＜死亡・危篤＞死亡・危篤の補償対象となる対象者の範囲はどこまでですか？</p> <p>補償対象者の範囲は以下のとおりです。          ・ご本人(記名被保険者)またはそのご家族(配偶者もしくは3親等内の親族)          ・同行予約者またはそのご家族(配偶者もしくは3親等内の親族)</p>
5	<p>＜死亡・危篤＞同行予約者の配偶者が死亡したため、旅行をキャンセルしました。補償の対象ですか？</p> <p>補償の対象です。補償対象者の範囲は以下のとおりです。          ・ご本人(記名被保険者)またはそのご家族(配偶者もしくは3親等内の親族)          ・同行予約者またはそのご家族(配偶者もしくは3親等内の親族)</p>
6	<p>＜死亡・危篤＞親族が死亡したため、旅行をキャンセルしました。補償対象となる「親族」の範囲はどこまでですか？</p> <p>3親等以内の親族が対象になります。</p>
7	<p>＜死亡・危篤＞危篤とは、どういう状態ですか？</p> <p>重症・重病で生命が危うく予断を許さない状態と医師が判断した場合を指します。なお、保険金請求時に危篤証明書のご提出が必要になります。</p>
8	<p>＜死亡・危篤＞加入前に危篤となっていた親族が死亡したため旅行をキャンセルしました。補償対象となりますか？</p> <p>いいえ、補償対象外となります。          キャンセル保険加入前に支払事由が発生していた場合は補償対象外です。入院、通院についても同様です。</p>
9	<p>＜入院＞保険加入後の入院は、すべて補償の対象になりますか？</p> <p>いいえ、すべては補償対象になりません。以下に該当する場合にのみ補償の対象となります。          ＜国内キャンセル保険の場合＞ご予約された旅行の最初の搭乗または最初の施設利用予定日を含めた7日前から、最後の搭乗または最後の施設利用予定日の翌日までの間に入院した(もしくは入院が決定していた)場合補償の対象となります。          ＜海外キャンセル保険の場合＞出国予定日を含めた7日前から、帰国を予定していた日の翌日までの間に入院した(もしくは入院が決定していた)場合補償の対象となります。</p>
10	<p>＜入院＞入院の補償対象となる対象者の範囲はどこまでですか？</p> <p>補償対象者の範囲は以下のとおりです。          ・ご本人(記名被保険者)またはそのご家族(配偶者もしくは2親等内の親族)          ・同行予約者またはそのご家族(配偶者もしくは2親等内の親族)</p>
11	<p>＜入院＞加入前から発病していた病気(既往症)により入院することになったため旅行をキャンセルしました。補償対象となりますか？</p> <p>いいえ、補償対象外となります。          ご本人または同行予約者のケガ・病気による入院の場合、キャンセル保険加入前に支払事由が発生していた場合、またはその原因(直接の原因となったケガの発生・病気の発病)が発生していた場合は補償対象外です。死亡・危篤、通院、感染症についても同様です。</p>
12	<p>＜通院＞保険加入後の通院は、すべて補償の対象になりますか？</p> <p>いいえ、以下に該当する場合に補償の対象となります。なお、通院日数に制限はありません。          ＜国内キャンセル保険の場合＞ご予約された旅行の最初の搭乗または最初の施設利用予定日の前々日から翌日までの4日間のうち、いずれかに通院した場合          ＜海外キャンセル保険の場合＞ご予約された旅行の出国予定日の前々日から翌日までの4日間のうち、いずれかに通院した場合</p>
13	<p>＜通院＞虫歯の治療のため通院することになりました。補償の対象になりますか？</p> <p>いいえ、補償対象外です。</p>
14	<p>＜通院＞加入前から発病していた病気(既往症)により通院することになったため旅行をキャンセルしました。補償対象となりますか？</p> <p>いいえ、補償対象外となります。          ご本人または同行予約者のケガ・病気による通院の場合、キャンセル保険加入前に支払事由が発生していた場合、またはその原因(直接の原因となったケガの発生・病気の発病)が発生していた場合は補償対象外です。死亡・危篤、入院、感染症についても同様です。</p>
15	<p>＜通院＞出発5日前に通院し、インフルエンザと診断されました。補償対象となりますか？</p> <p>いいえ、本人、同行予約者、配偶者、2親等内の親族がご予約された旅行の以下期間のうち、いずれかに通院がない場合は補償対象外となります。          ＜国内キャンセル保険の場合＞ご予約された旅行の最初の搭乗または最初の施設利用予定日の前々日から翌日までの4日間のうち、いずれかに通院した場合          ＜海外キャンセル保険の場合＞ご予約された旅行の出国予定日の前々日から翌日までの4日間のうち、いずれかに通院した場合</p>

## ➔商品補償内容に関するよくある質問➔

16	<b>＜急な出張＞出張の定義はありますか？</b> 保険金お支払事由に該当する出張の定義は以下いずれかのとおりです。(注)企業等の役員や事業主は対象となりません。 ・国内の2泊以上の宿泊を伴う出張 ・海外出張(宿泊数を問わない)
17	<b>＜急な出張＞同行予約者に急な業務出張の予定が入ったため、旅行をキャンセルしました。補償の対象になりますか？</b> 以下いずれかの条件を満たす場合補償の対象となります。 ・国内の2泊以上の宿泊を伴う出張または海外出張 ・＜国内キャンセル保険の場合＞最初の搭乗または最初の施設利用予定日から最後の搭乗または最後の施設利用予定日の間に業務出張開始日から終了日の間のいずれかが含まれる場合 ・＜海外キャンセル保険の場合＞出国予定日から帰国予定日の間に業務出張開始日から終了日の間のいずれかが含まれる場合
18	<b>＜目的地の事故＞宿泊先に向かうための公共交通機関は通常どおり運行していますが、宿泊先が火災のため宿泊できなくなりました。補償の対象になりますか？</b> はい、補償の対象となります。 目的地において利用を予定していた交通機関・ホテル等の事故または火災の場合は、補償の対象となります。
19	<b>＜交通機関の遅延・欠航・運休＞空港までタクシーを利用しましたが、3時間遅延してしまい、旅行参加ができなくなりました。補償の対象になりますか？</b> いいえ、補償対象外です。 運行時刻が定められた交通機関の遅延・欠航・運休が補償の対象となります。運行時刻が定められていない交通機関が2時間以上遅延しても補償対象外となります。
20	<b>＜交通機関の遅延・欠航・運休＞交通遅延のケースとして、在来線30分遅延&amp;新幹線1時30分遅延の様に異なる交通機関をあわせて2時間以上の遅延となった場合は対象になりますか？</b> 合計で2時間以上の遅延の場合は補償の対象となります。
21	<b>＜妊娠・早産等＞同行予約者の妊娠が判明したため、旅行をキャンセルしました。補償の対象になりますか？</b> はい、補償の対象です。 ご本人または同行予約者が契約日の翌日0時以降に、初めて医師等により診断された場合には補償の対象となります。
22	<b>＜妊娠・早産等＞保険加入時から妊娠していましたが、急遽体調不良のため旅行をキャンセルしました。補償の対象になりますか？</b> いいえ、補償の対象外です。 何らかの疾病による体調不良で入院・通院された場合には補償の対象となりますが、妊娠に関連する検査等のための入院・通院は支払事由に該当しません。
23	<b>＜妊娠・早産等＞現在妊娠中ですが、保険加入できますか？</b> はい、ご加入いただけます。 ご加入は可能ですが、加入以前に妊娠が判明している場合は妊娠に起因するキャンセルは補償対象外となります。ただし、契約日の翌日0時以降に早産または流産により旅行をキャンセルする場合は補償の対象となります。
24	<b>＜ペットの死亡＞飼っていたウサギが死亡したため、旅行をキャンセルしました。補償の対象になりますか？</b> いいえ、補償対象外です。 飼い犬または飼い猫のみが対象となります。
25	<b>＜ペットの死亡＞ペットの死亡については、対象となる死亡時期の範囲はいつですか。</b> 下記の期間が対象となります。 ＜国内キャンセル保険の場合＞契約日翌日の午前0時から最初の搭乗または最初の施設利用をするまでの期間 ＜海外キャンセル保険の場合＞契約日翌日の午前0時から出国するまでの期間
26	<b>＜緊急事態宣言等＞新型コロナウイルスに関連し、日本国政府の緊急事態宣言が発令されたことを原因に旅行をキャンセルした場合は補償の対象になりますか？</b> いいえ、補償対象外です。 保険契約日前に世界保健機関(WHO)がパンデミックの宣言またはこれに準ずる表明を行った感染症およびこれに伴って発生したものを原因としてキャンセルした場合はお支払いの対象となりません。
27	<b>＜その他＞自己都合によるキャンセルは補償対象になりますか？</b> いいえ、補償対象外です。 保険金お支払事由に該当する場合のみ補償の対象となります。詳細は重要事項のご説明をご確認ください。
28	<b>＜その他＞学校行事への参加のため旅行をキャンセルしました。補償の対象になりますか？</b> いいえ、補償対象外です。